

★飼養衛生管理者の皆様へ(飼養衛生管理者研修)

昨年の高病原性鳥インフルエンザの大発生及び豚熱発生の継続を受けて、発生予防とまん延防止対策を強化するため、関係法令が一部改正され、飼養衛生管理の徹底が強化されました。

これを受けて栃木県では、県飼養衛生管理指導等計画を改正し、発生予防及びまん延防止に努めているところです。

そこで、飼養衛生管理者研修として、飼養衛生管理及び特定家畜伝染病予防に関する動画を作成しました。

＜以下の URL で研修動画を視聴できます。是非ご覧ください＞

- ①【全畜種】家畜の飼養衛生管理の強化（家伝法施行規則の一部改正）について
- ②【全畜種】県指導等計画の概要について
- ③【家きん】高病原性鳥インフルエンザの発生の予想と対策について
- ④【豚・いのしし】豚熱の適切なワクチン接種について

県央家畜保健衛生所 HP :

URL <https://www.pref.tochigi.lg.jp/g66/eiseimovie.html>

QRコードからもアクセスできます→



飼養衛生管理者の皆様には、以下の項目について再度確認・対応をお願いします。

- ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者への周知徹底
- ・万が一の発生に備えた埋却に適した土地の確保
- ・畜舎内への病原体持ち込み防止の徹底（衣服・長靴の交換、物品の消毒等）
- ・3か月ごとの7項目一斉点検（豚・7項目）
- ・毎月の7項目自主点検（家きん・7項目）
- ・大規模農場における追加措置
 - 畜舎毎の飼養衛生管理者の配置
 - 特定家畜伝染病発生時の対応計画の策定（豚・鶏）

★飼養家畜に異状が認められた場合は、速やかに、かかりつけの獣医師又は当所へ連絡してください。